

福岡県公報

令和 7 年 10 月 31 日
第 642 号

目次

告 示 (第632号)

○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) 1

公 告

○第54回採石業務管理者試験の合格発表 (工業保安課) 1

○開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 1

○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 2

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (河川整備課) 2

○土地改良区の成立 (農村森林整備課) 2

○開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 2

○開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 3

○開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 3

公安委員会

○福岡武道館の供用の開始 (警察本部教養課) 3

労働委員会

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (労働委員会事務局調整課) 3

再 掲

○特定危険薬物の指定 (薬 務 課) 4

告 示

福岡県告示第632号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第 1 項の規定により、特定有害物質に

よって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を次のとおり指定する。

令和 7 年 10 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定する形質変更時要届出区域
田川市大字夏吉3962番 1 及び3975番 1 の各一部
- 土壌汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第31条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

公 告

公告

第54回採石業務管理者試験 (令和 7 年 10 月 10 日実施) の合格者を次のように発表する。

令和 7 年 10 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

合格者受験番号

1、2、6、7、8、10、11、16、20、21、23、24、26、30、31、32、33

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字前津字堀口381番 1、381番 2、382番 1、382番 3、382番 4、383番 1、383番 3、384番 1、385番 1、385番 8、386番 1、387番 1、387番 3、387番18、388番 1、388番 2、388番 5、388番 7、388番 8、389番 1、389番 3、390番 1 から390番 3 まで、390番 6、390番 7、391番 1、391番 2、391番 4 から391番 6 まで、393番 6

の一部及び393番10から393番15まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県名古屋市中区栄四丁目1番1号中日ビル15階

株式会社ネクステージ

代表取締役 広田 靖治

公告

久留米市高野小森野土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
渡辺 一博	久留米市小森野六丁目4番31号
高田 茂樹	久留米市諏訪野町2546番地3 アーサー久留米エクシオⅡ601号
笠野 浩一	久留米市小森野五丁目18番25号

2 退任監事

氏 名	住 所
半田 雅貴	久留米市高野二丁目8番61号

3 就任理事

氏 名	住 所
半田 雅貴	久留米市高野二丁目8番61号
高田 信一	久留米市小森野六丁目12番1号
高田 信	久留米市小森野六丁目7番10号

4 就任監事

氏 名	住 所
笠野 浩一	久留米市小森野五丁目18番25号

公告

福岡県 雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工に係るマニュアル（技術的基準）案について、次のとおり意見を募集します。

令和7年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和7年10月31日から令和7年12月1日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川整備課に備え置きます。

公告

次の土地改良区が成立したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第3項の規定により公告する。

令和7年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
宮部土地改良区	令和7年10月31日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡須恵町大字佐谷字立毛981番4、985番15、989番4及び990番7の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡須恵町大字上須恵1339番地1
株式会社大奉金属
代表取締役 宮近 敬士

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市大門字大門口33番4及び35番16
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市篠原西一丁目15番12号
石橋 誠・石橋 綾

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉郡筑前町四三嶋字金草原575番3、575番17、575番18及び575番26
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
朝倉郡筑前町篠隈373番地
筑前町長 田頭 喜久己

公安委員会

福岡県公安委員会告示第320号

次の公の施設の供用を開始するので、福岡武道館条例（昭和54年福岡県条例第10号）第2条の規定により準用する福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第5号）第3条の規定により次のように告示する。

令和7年10月31日

福岡県公安委員会

名 称	位 置	供用の開始の期日
福岡武道館	福岡市	令和8年1月5日

労働委員会

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（令和7年福岡県労働委員会規則第1号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県労働委員会事務局調整課に備え置きます。

令和7年10月31日

福岡県労働委員会会長 上田 竹志

- 意見を募集しなかった理由
福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則及び知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（令和7年福岡県規則第42号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 規則の公布日

令和 7 年 10 月 31 日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和 25 年福岡県条例第 46 号）第 4 条第 2 項において準用する同条例第 2 条第 2 項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第 631 号の 2

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成 26 年福岡県条例第 57 号）第 14 条第 1 項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和 7 年 10 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 N - (2 - メチルフェニル) - N - [1 - (2 - フェニルエチル) ピペリジン - 4 - イル] プロパンアミド及びその塩類
- (2) 化学名 2 - { 2 - [(4 - エトキシフェニル) メチル] - 5 - メチル - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル } - N , N - ジエチルエタン - 1 - アミン及びその塩類
- (3) 化学名 3 - [2 - (ジメチルアミノ) エチル] - 1 H - インドール - 4 - イル = プロピオナート及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和 7 年 10 月 30 日